

資 料

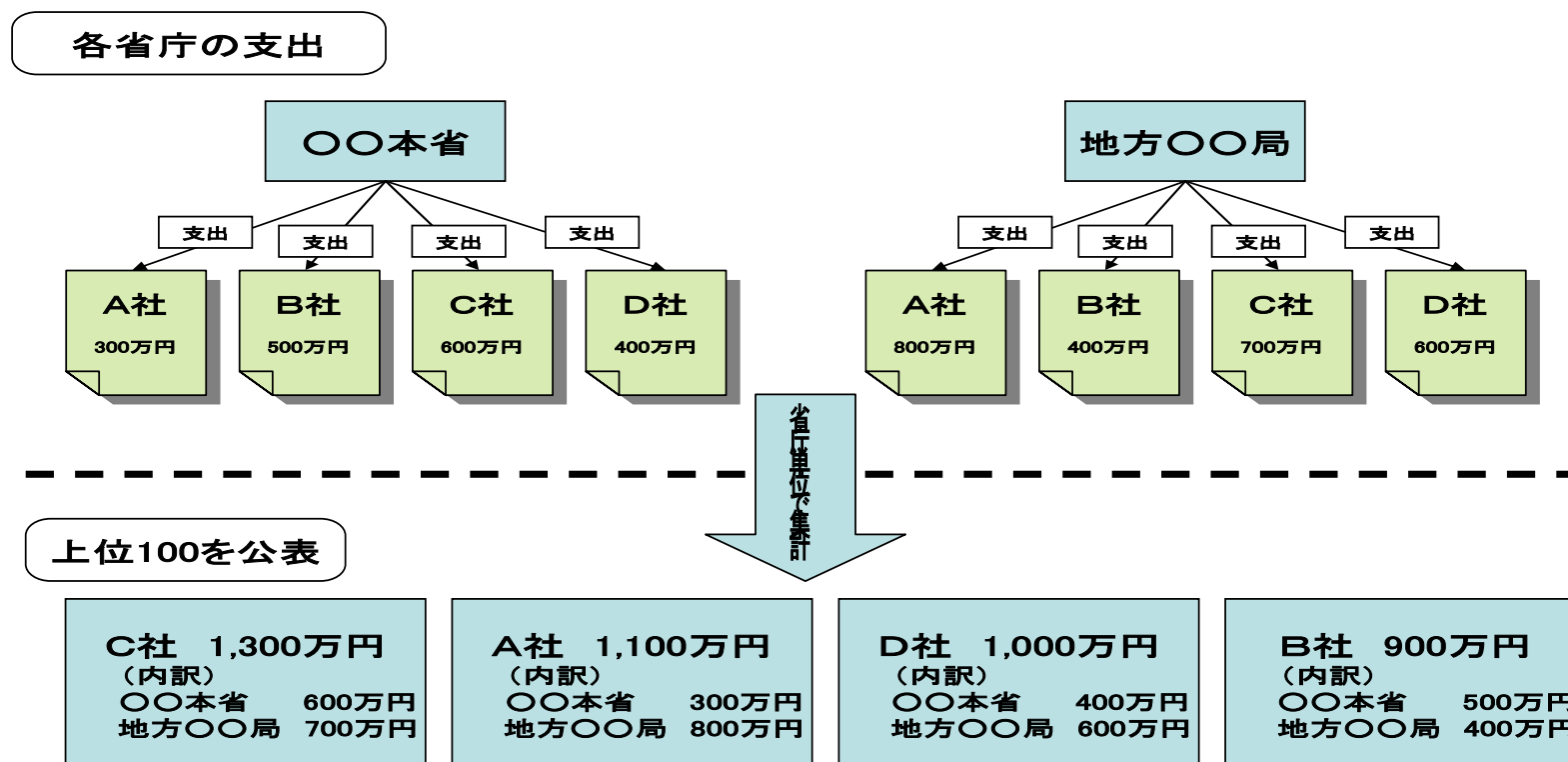
透明性確保の取組

○予算の受取手の明示の取組

○純計予算の公表

予算の受取手の明示の取組

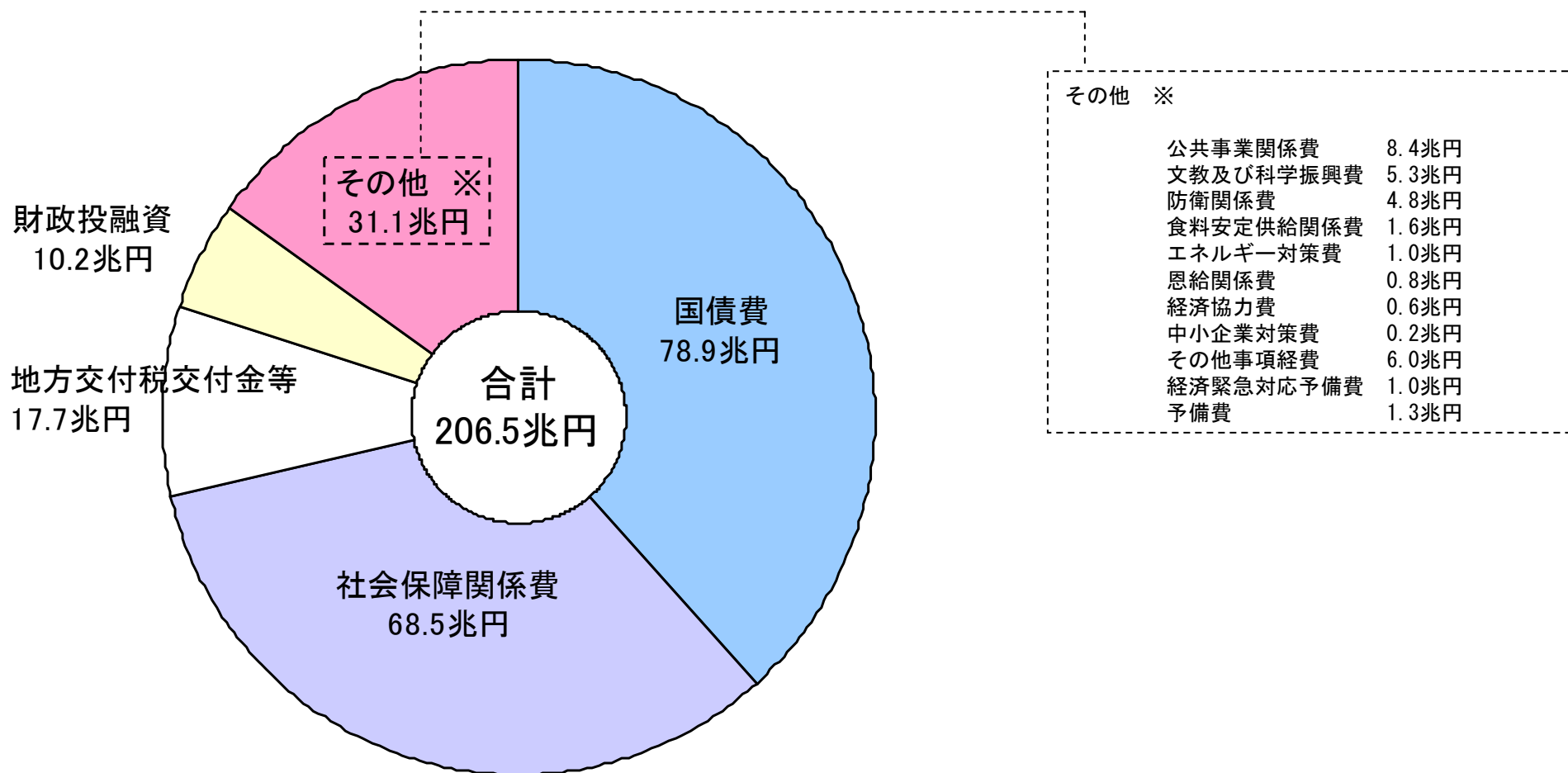
- 平成19年度支出実績より、財政の透明性及び説明責任の向上の観点から、各省ごとに予算の主な支出先とその内訳を公表。
- 平成19年度支出実績については試行的に、
 - ・ 契約に基づく支出（250万円超のもの）について、
 - ・ 省庁ごとに同一支出先ごとの金額を集計し、
 - ・ 上位100位までを20年度中に各省庁のホームページで公表。



純計予算の公表

○ 平成20年度予算から、国全体の財政状況の一覧性を確保するため、特別会計についても分類の整理を行い、主要経費別の純計予算等を公表。

(参考)純計予算の主要経費別内訳(平成21年度当初予算ベース)



単年度主義原則とその例外

○単年度主義原則の例外となる法律上の制度

○最近の新たな工夫

単年度主義原則の例外となる法律上の制度

単年度主義原則

- ・ 毎会計年度、予算について国会の議決を受けることを必要とする原則。
- ・ 財政民主主義の観点から、国会の予算に対する審議権を確保することにより、予算に対する国会のコントロールを保証するものであり、憲法第86条で規定。

単年度主義原則の例外となる法律上の制度

予算の繰越し（財政法14条の3、42条等）

- 一定の条件のもとに、一会計年度内に使用し終わらなかった歳出予算の経費の金額を不用とせず翌年度に繰り越して使用することを認める制度。
 - ・ 予め国会の議決を経て繰越しが認められる「明許繰越し」
 - ・ 避け難い事故のためにその年度内に使用が終わらない状況に立ち至った場合に認められる「事故繰越し」
- ※20年度から21年度への繰越額（明許繰越及び事故繰越）：6.2兆円（一般・特会）

国庫債務負担行為（財政法15条）

- 予算をもって次年度以降（原則5年以内）にも効力が継続する債務を負担する行為（支出に当たっては歳出予算にあらためて計上する必要）。
- ※21年度予算における議決額：4.4兆円（一般・特会）

継続費（財政法14条の2）

- 護衛艦の建造など、完成に数会計年度を要するものについて、経費の総額及び年割額を定め、あらかじめ国会の議決を得て数年度にわたって支出するもの。
- ※21年度予算における議決額：0.1兆円(一般)

最近の新たな工夫

予算の繰越し・国庫債務負担行為の弾力化

- 予算の繰越しについては、平成15年度より、年度内に支出が終わらないケースが多く繰越しの要望が強かった科学研究費補助金を、繰越し明許費として計上。
- 繰越し承認事務手続きの円滑化のため、添付資料の原則省略等の取組を実施。
- 国庫債務負担行為については、サーバのレンタルなど、複数年度にわたる賃貸借契約を締結することが合理的な場合には、積極的に活用するよう各省に周知。

一定のモデル事業を対象にした取組み

- 一定の事業に関して、定量的な目標を明確に設定した上で、事業実施中及び事業実施後の厳格な評価を前提に、事業の性格に応じて繰越し明許費を積極的に活用するなど、予算執行を弾力化する取組み（平成16年度予算より実施）。

※21年度予算：37事業、2,367億円

<具体例>

- ・ 国税電子申告・納税システム(e-tax)の利用促進及び納税者等利便向上事業に関し、オンライン利用拡大行動計画(平成20年9月IT戦略本部決定)の重点手続について、平成25年度末に65%の利用率を目標とし、平成17～25年にわたって、予算の繰越し(明許繰越し)及び国庫債務負担行為を活用して事業を実施。(参考:平成21年度予算額 116億円)

PDCAサイクルの強化

(参考)公共事業予算における事業評価の取組み等

○予算の更なる効率化に向けたPDCAサイクル

○政策評価の予算への活用

- ・予算書・決算書の見直し
- ・予算編成における政策評価調書の活用

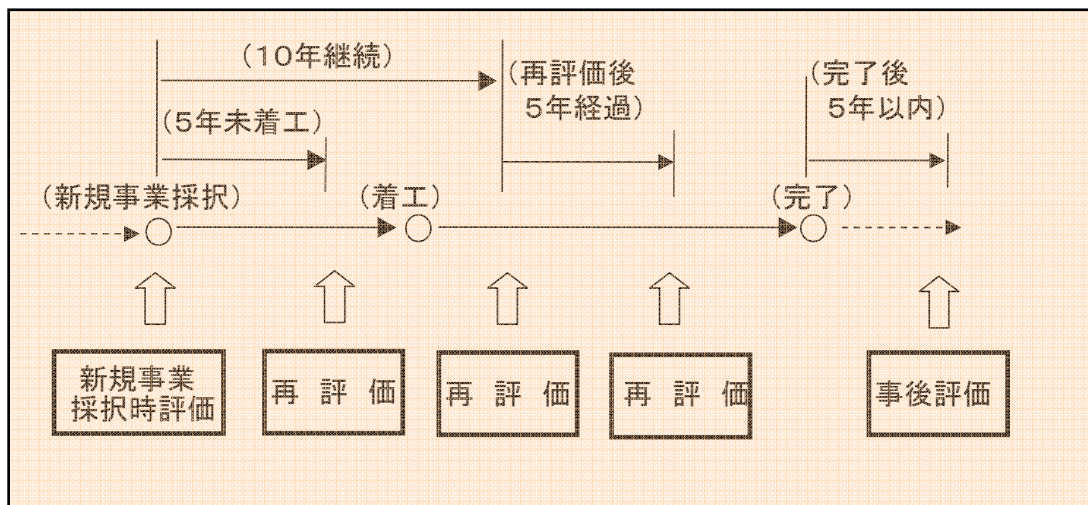
○予算執行調査の取組

(参考)公共事業予算における事業評価の取組み等

1. 事業評価の取組について

- 新規事業の採択時において、費用便益分析を含め事業評価を行う。
- 事業採択時から5年経過して未着工の事業、10年経過して継続中の事業等については再評価を行い、必要に応じて見直しを行う。
- 評価の手法や、個別の公共事業評価結果は公表（新規採択時、再評価時とも）。

【事業評価の流れ（イメージ）】



2. 公共事業予算におけるその他の取組

(1) 総合的なコスト構造改善の推進

- 「公共事業コスト構造改革プログラム」（H15～19年度）により、H14年度の標準的な公共事業コストに比べ15%の総合コスト縮減を達成。
- H20年度以降、価格と品質両面からの施策を充実させ、5年間でH19年度比15%の「総合コスト改善率」の達成を目標に取り組みを推進。

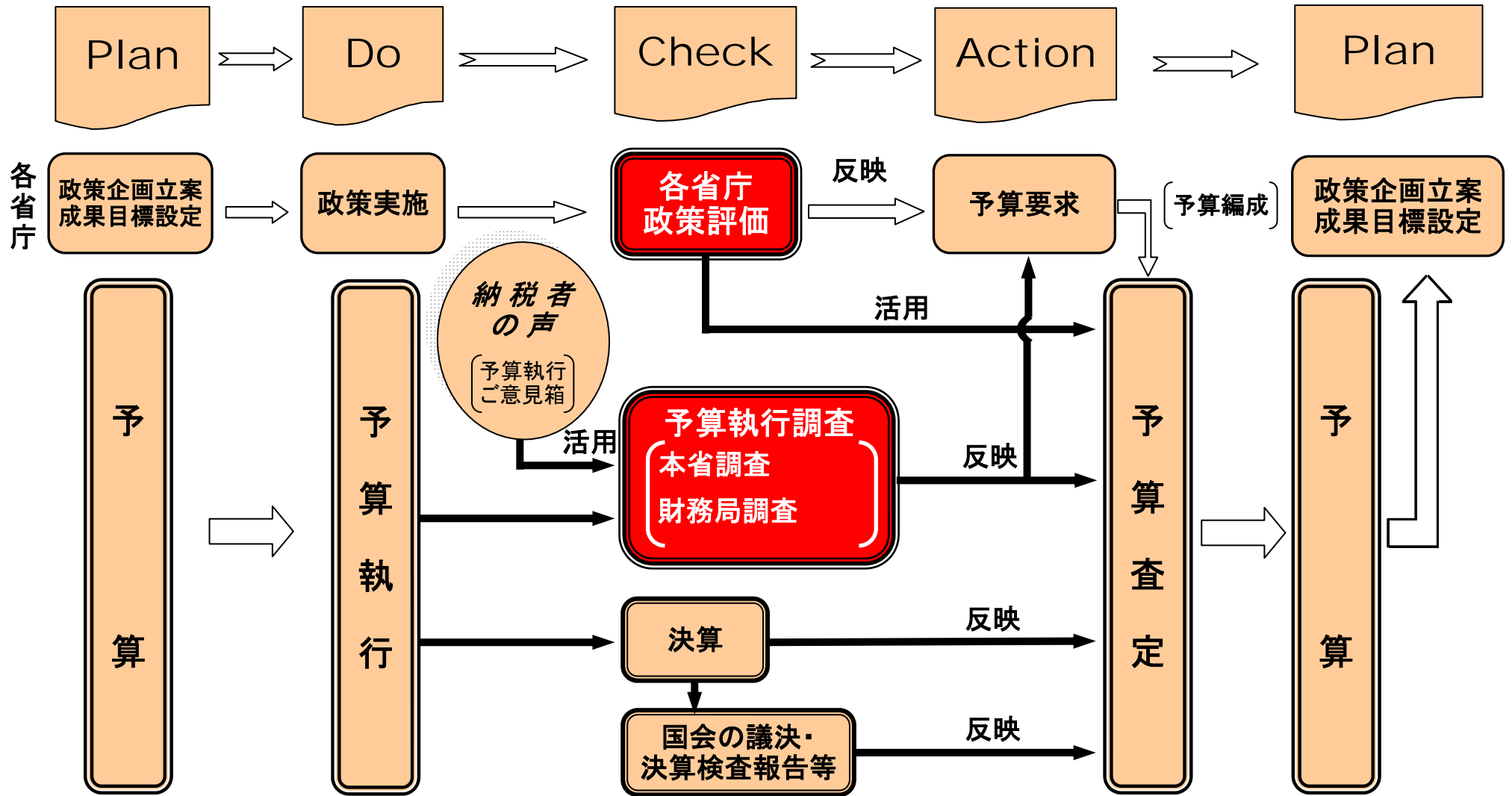
(注)新たなコスト構造改善効果の評価項目

- ・民間企業の技術革新による効果
- ・施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減効果
- ・工事に伴う環境負荷等の社会的コストの低減効果

(2) 公共事業関係費に係る予算科目の見直し

- 公共事業関係費の予算科目を抜本的に見直し、「事業費」からの支出を個別の工事・事業に直接必要な経費に限定。
- 委託調査費、広報経費、車両経費等について「工事諸費等」として一括計上し、予算を明確化。

予算の更なる効率化に向けたPDCAサイクル



政策評価の予算への活用(予算書・決算書の見直し)

1. 予算書・決算書の見直しについて

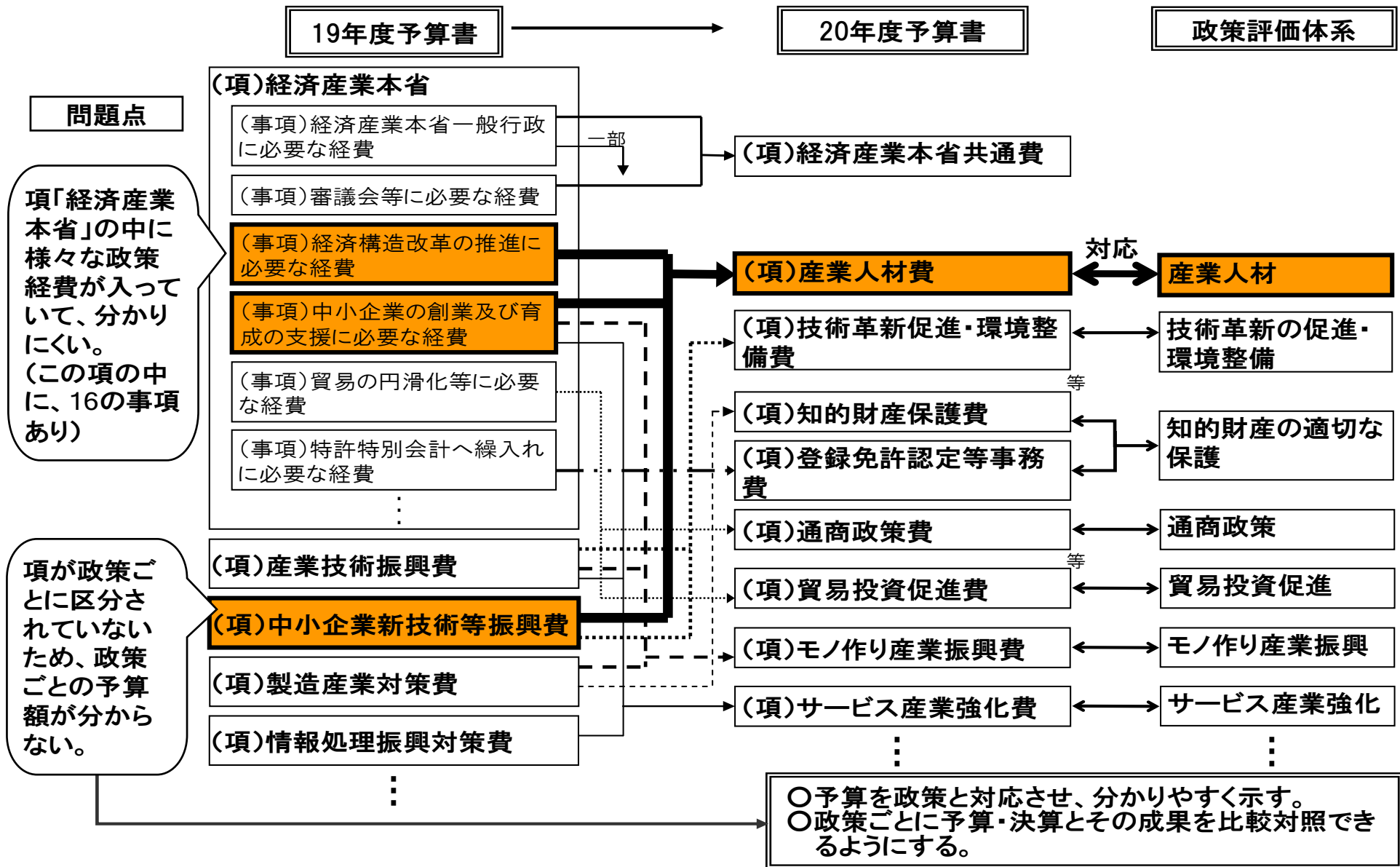
- 予算・決算と政策評価の連携を強化し、予算の重点化・効率化を一層進めるとの観点から、予算書の表示科目の見直しを平成20年度予算から実施。
- 決算書についても、平成20年度決算から予算書と同様の体系で作製。

2. 予算書・決算書の見直しの概要

- 今回の見直しにおいては、政策ごとの予算・決算を示すべく、予算書・決算書の表示科目の単位(項・事項)と政策評価の単位とを原則として対応させることとしている。
これにより、
 - ① 予算書等が国民の目に分かりやすくなり、
 - ② 政策ごとに予算・決算とその成果が比較対照可能になり、事後的な評価が行いやすくなる。

(参考) 予算書・決算書の見直しのイメージ

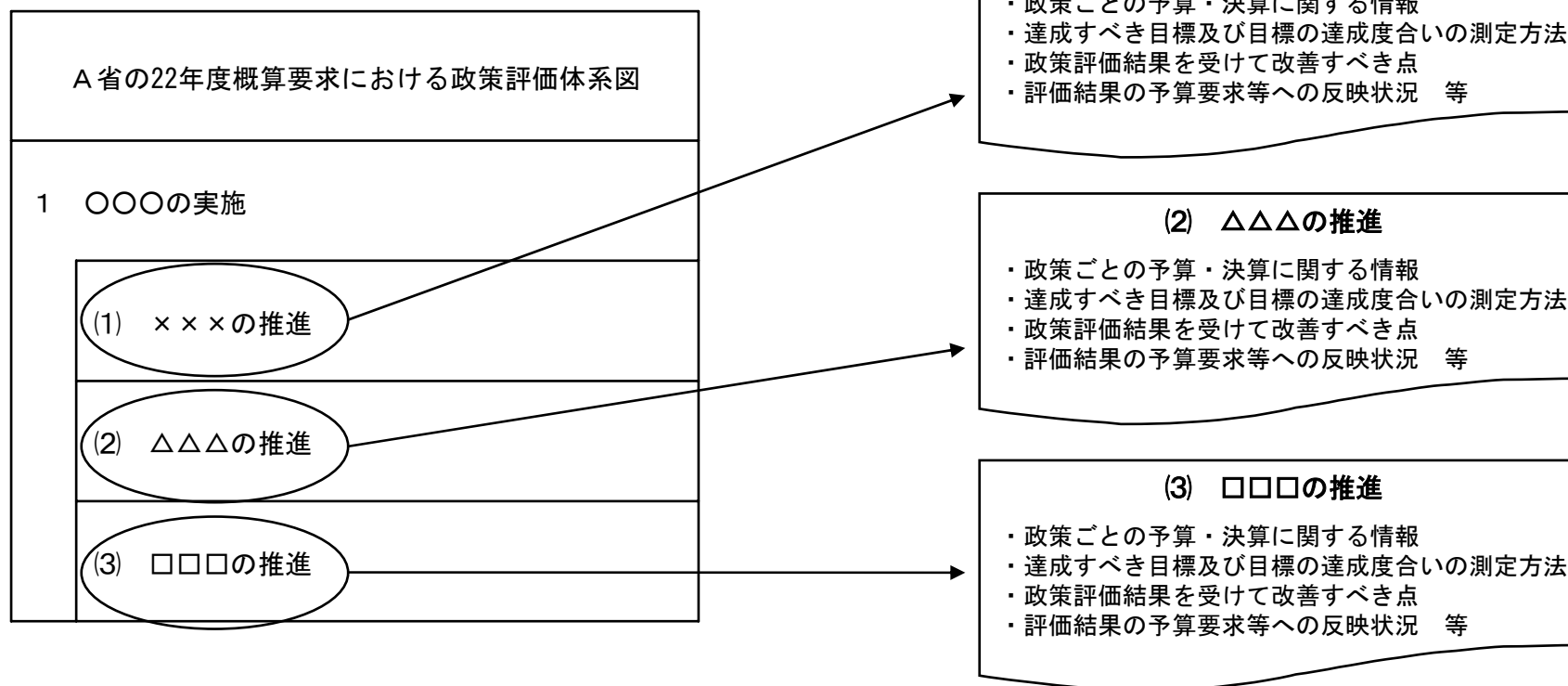
見直しのイメージ(経済産業省の例)



政策評価の予算への活用(予算編成における政策評価調書の活用)

- 財務省主計局は、概算要求に当たり、各府省に対し、「政策評価調書」の提出を求め、各府省の政策評価結果を予算編成に適切に活用。
- 「政策評価調書」には、政策ごとに目標と事後的な評価方法や必要性、効率性、有効性等の観点から評価した結果とその概算要求への反映状況等を記載。

【政策評価調書のイメージ】



予算執行調査の取組、予算への反映

- 予算執行調査とは、財務省主計局の予算査定担当者等が事業の現場に赴き、実際に予算が効率的かつ効果的に執行されているかといった観点から行う調査。14年度以降毎年実施。
- 予算のPDCA（プラン・ドゥー・チェック・アクション）のサイクルにおける「チェック・アクション」の機能の強化を目的としており、調査結果は公表の上、予算要求・査定に反映。
- 予算執行調査の調査件数と反映額の推移

調査年度(平成)	14	15	16	17	18	19	20	21
調査件数	46	53	59	57	68	62	63	73
翌年度予算への反映額(億円)	189	492	275	260	288	342	324	—

(20年度調査における反映状況の具体例)

(文部科学省モデル事業) 「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業

《文部科学省：一般会計》 (21年度予算への反映額：▲268百万円)

<調査の概要>

本事業は地域住民が学びあい、支えあう地域づくりに資する取組を行い、全国的に参考されるべき地域活性化の取組の普及・啓発を目指すものであるが、取組の内容が文部科学省の例示の範囲に止まっている。

<今後の改善点・検討の方向性>

本事業については、事業趣旨（目指すべき姿）が不明確であり、且つ取組の内容もモデル性に乏しいため、廃止を含めて検討を行うべきである。



<反映の内容等>

20年度限りで事業を廃止。